

日 時：平成22年6月15日(火) 18:00～20:00

場 所：建築士会 会議室

出席者：(委 員 長) 金子 修司

(副 委 員 長) 長田 喜樹

(委 員) 芝 京子 平山 征宏 渡邊 一郎 菊嶋 秀生  
長谷川 行彦 二宮 智美

(オブザーバー) 藤田 武(会長)

(事 務 局) 岡部事務局長 田中職員

欠席者：(委 員) 石井 明 山根 三郎 山成 芳直

(担当常任理事) 村島 正章

## 議 事

### 1. 第 2 回総務企画委員会の議事録案の確認

#### 概要

○事前にメールリストで送付された議事概要からの修正部分が説明され、その後異議なく承認された。

○副委員長より事前にメールリストで送付された議事概要からの修正部分を説明

○質疑応答

・特になし

### 2. 平成 22 年度事業計画について

#### 概要

○公益法人改革については、話題を会計の一本化に絞って検討を進めていくこととし、事業計画上の検討スケジュールも、会計関係を中心に再度見直すこととした。

○副委員長より「平成 22 年度総務企画委員会事業計画について」(P.4)について説明

・公益法人を目指す他府県士会は平成 23 年度に定款を変更する予定である。当士会では、22 年度中に合意形成を行って 23 年度通常総会で定款変更を議決するのは無理があるので、定款の変更は 24 年度の総会、それから移行の申請と認可を得て、25 年度の総会で新法人発足とする方が現実的と考える。

○質疑応答

・公益法人改革については、なんとなく分かるというレベルの会員が多く、理解の度合いが違う。

P.4 の『(1)新法人の全体イメージ』に記載されている内容ぐらいの理解度は必要である。

・いずれにせよ総会で基本方針が決定されたので、動いていかななくてはならない。

・スケジュール的に、いつ申請するかを決めてからいつまでに何をすべきかを考えた方が良い。  
→期限(H25.11)の1年前の 24 年度中には、申請を行いたい。

・長野士会会長のメッセージに『15 支部巡回の説明会及び意見交換会』とあるが、ある程度ま

とまった時点で、各支部への説明は絶対に必要である。

- ・会費を独自に徴収している支部はあるか。  
→支部会費を別途集めているところはない。本会からの交付金をベースに、催事ごとに参加費を徴収するなどして、収入・支出のバランスを取っている。
- ・連結決算となると支部の会計をより詳細に行う必要が生じ、素人の手に余ることとなるが、支部が会計士にお願いすることは難しい。現実問題として支部活動のお金が回らなくなり、活動が縮小してゆくのではないか。  
→支部交付金だけに着目して、収支を明らかにし管理していただくという方法も考えられる。
- ・支部交付金の金額についてはどのように扱っているか。  
→基準日をもうけて、支部会員数に応じて適正に算出するよう努力している。この場合、年度途中で退会された会員は支部会員数から減らすなど調整を行っている。
- ・公益法人改革については、当面、話題を会計の一本化にして話し合いを進めてみてはどうか。  
→その際、特別会計の細分化も検討した方が良いのではないか。  
→本会では、支部の収支状況を完全には把握していない。
- ・支部で活動していると支部が独立してしまっているように感じられる。本来は本会がまとめているものであるため、今回の法人改革は良い機会であると考えられる。
- ・支部の会計の見直しについては、新法人となるのでこうしてほしいとお願いすれば、やってくれるのではないか。
- ・ある程度支部の独立性を考えないと、支部総会で決定されたことを本会が否定するのはまずいのではないか。
- ・県の担当部署に支部交付金及び連合会会費の公益性の判断を確認したが、公益目的事業費にはあたらないのではないかとという見解であった。
- ・支部交付金の用途について、どのような精度の報告が必要かを支部に知らせた方が良い。
- ・会計処理について、一般法人と公益法人とでは違いがあるか。  
→大きな違いはないが、公益法人の場合は公益への支出が50%以上である必要がある。
- ・この話題について、委員会や支部との連携をどう図っていくのか。  
→支部長・委員長連絡会が二ヶ月に一度開催されている。委員長又は副委員長が出席し、情報を支部にフィードバックしてもらってはどうか。
- ・HPでの情報公開とのことであるが、HPを見ることのできない層も考えられるので、対策を考える必要があるのではないか。

☆公益法人改革については、話題を会計の一本化に絞って検討を進めていくこととし、事業計画上の検討スケジュールも、会計関係を中心に再度見直すこととした。

### 3. 会員の処分について

#### 概要

○当面は、罰則規定を制定するのではなく、当委員会で話し合い、被処分者には弁明の機会を与えうえて、会長権限で処分等を行うこととした。

- 別団体にも所属する委員より、当該団体における「会員の処分」(P.10)事例2件について説明
  - 両事例とも、建築士の業務に関連した不誠実かつ悪質な行為が発生したため、当事者が所属する団体において厳正な処分が行われたもの

#### ○質疑応答

- 2名は士会の会員であるか。
  - 1名は会員である。
  - 建築士法として処分があれば、士会としてどうするかが問題となる。
- 処分規定を作成、公開していくことが必要ではないか。
- 当該団体では1件について「退会勧告」を行ったとのことだが、ペナルティ効果はあるのか。
  - 勧告を受けた本人にはあまりないと感じている。団体としては、放置すれば団体の信用の上でデメリットとなるので退会勧告等を行っている。
- 建築士関係団体は、一般的には厳罰化に反対している。建築士法の罰則を強化していく必要があるのではないか。
  - 先の法改正で厳罰化がなされたので、これ以上厳しくする必要はないのではないかとという意味での反対である。
- 建築士法以外の違法行為で罰則を受けた場合、士会としての対応はどのようになるのか。
  - 士会の名誉を傷つけたとの理由で処分ができるのではないか。
- 建築士法以外での罰則でも免許の取り消しがあると思われる。
  - 禁固刑以上になると取消となる。

☆当面は、罰則規定を制定するのではなく、当委員会で話し合い、被処分者には弁明の機会を与えたうえで、会長権限で処分等を行うこととした。

#### 4. その他

##### ①賛助会主催のイベントについて

##### ○関係委員より説明

- 7月中旬から下旬の開催が好ましいと申し上げたが、開催時期は遅れても構わない。
- 参加者数は最大で50名

##### ○質疑応答

- 賛助小委員会を開催した方がよいか。→開催した方がよい。

☆関係委員が発起人となり、計画を進めることとした。

##### ②副委員長より「神奈川建築会議の経緯」(別添資料)について説明された。

- 6月14日開催のCPD協議会の総会で承認された神奈川建築会議の設立趣意書(案)を三会で持ちかえり話し合うこととなった。

##### ○質疑応答

- 三会の合同活動が、県民のためにもプラスになるという位置づけが必要である。→了解

##### ③会長より建築基準法改正に係る「検討会提出資料」(別添資料)について説明された。

- 確認申請と適合判定が二重審査となっており、時間がかかるためデメリットが多い。具体的な調査がしたいので、身近な所で例があれば知らせてもらいたい。

☆総会に提出する資料は、総務企画委員会で事前に内容確認をした方が良いのではないかと提案あり。

☆三会同合同賀詞交歓会の開催予定は、平成23年1月21日となったことの報告あり。

**次回は平成22年7月20日(火)午後6時からの開催です。**